# 別表H(1)公益目的取得財産残額の入力マニュアル

- ぶ 別表H(1)は、公益認定取り消し時に贈与しなければならない金額を算定するための様式です。
- ▼ R5.12.4付け内閣府令改正により、別表H(1)の算出が変更となりました
- 🍯 これに対応した宮城県版の入力マニュアルを作成しましたので、ご活用ください 【変更点】
- ① 1欄と24欄がマイナスの場合、自動的にゼロに補正
- ①等により、13欄の計算方法が変更
- 🥳 13欄は、右下の検算表で算出の上、入力をお願いします
- ぶ 別表Hは、令和7年度からの公益法人制度改正により、簡素化される予定のため、この入力マニュア ルは、制度改正に伴う移行期間までの暫定的な取り扱いとします
- 🥳 なお、実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されて いることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなりま



# 各欄入力の補足

- 1 「3欄」
- 🥳 別表H(2)に入力した値が自動転記されます
- 🥳 法人法上の「社員」以外から徴収した賛助会費等も寄附金とみなされます
- 🏅 指定正味財産の部に計上した受取寄附金は算定に含めますが、指定正味財産から一般正 味財産に振替えた受取寄附金振替額は算定に含めません
- 4 「6欄」
- ☞ 別表A(3)の10欄と金額が一致します

- 正味財産増減計算書内訳表から、別表H(1)に転記します
- 13欄については、検算表(別途Excel様式)で算出してください
- 検算表の水色セル(該当箇所)に入力し、検算表⑧には、法人任意の他会計振替(法人会計から 公益目的事業会計)、⑨には、C(2)3-6を暫定的に入力します、認定取消時には、時価含め、 適正な金額を調整します
- 自動計算された黄色セルの「13欄の合計」をH表(1)の13欄に入力します
- 5. 別表H(1) の1欄、24欄が、検算表の数値と一致しているか確認します

### 正味財産増減計算書内訳表



3,000,00